

## 年分医業・歯科医業の事業報告書

(表)

福岡県 県税事務所長殿

住所		氏名		印		事務所所在地	
診療所所在地		電話				氏名	
診療科目						電話	

収入金内訳				申告区分	青 白
種類		金額合計(円)		措置法第26条 の適否	適用している
社会保険診療による収入	1				
自由診療	労災保険	2		開廃業年月日	開 業 年 月 日
	自動車賠償	3			
	上記以外のもの	4			
	計(2+3+4)	5			
雑収入		6			
合計(1+5+6)					

- 注 1 この報告書は、前年の1月1日から12月31日までの分を記入してください。
- 2 申告区分、措置法26条の適否は、該当するものを○印で囲んでください。(収入金内訳は、必ず記入してください。)
- 3 開廃業年月日は、前年1月1日から12月31日までのうちに開業、廃業のあった場合だけ記入してください。
- 4 収入金、所得金額等は、所得税の確定申告書を参考にして記入してください。
- 5 不明の点は、もよりの県税事務所にお問い合わせください。

〈損益計算書(裏面)について〉

- ① 所得税の確定申告で提出された決算書等の写を添付される場合は記載を省略できます。(②の場合を除く)
- ② 措置法第26条を適用せず、かつ社会保険診療分と自由診療分の所得計算を明確に区分されている方は、詳細に記載してください。
- ③ 医業・歯科医業に係る所得税の青色申告特別控除前の所得金額が、290万円以下の方(年間営業の場合)は、□部分のみの記入でも結構です。

損益計算書 (自 年 月 日 至 年 月 日)

- ① 所得税の確定申告で提出された決算書等の写を添付される場合は記載を省略できます。(②の場合を除く)
- ② 措置法第26条を適用せず、かつ社会保険診療分と自由診療分の所得計算を明確に区分されている方は、詳細に記載してください。
- ③ 医業・歯科医業に係る所得税の青色申告特別控除前の所得金額が、290万円以下の方(年間営業の属台)は、部分のみの記入でも結構です。

(裏)

科 目		金 額	左のうち		科 目		金 額	左のうち		
			社会保険診療	自由診療等				社会保険診療	自由診療等	
収入金額	①	円	円	自由診療収入	円	経	円	円	円	
				雑収入						円
原 価	期首棚卸高	②				費	地代家賃	②③		
	仕入金額	③					貸倒金	②④		
	小計(②+③)	④						②⑤		
	期末棚卸高	⑤						②⑥		
	差引原価(④-⑤)	⑥						②⑦		
差引金額(①-⑥)	⑦						②⑧			
経 費	租税公課	⑧				各種引当金・準備金等	繰戻額等	雑費	③①	
	荷造運賃	⑨						計	③②	
	水道光熱費	⑩						差引金額(⑦-③②)	③③	
	旅費交通費	⑪					繰入額等	貸倒引当金	③④	
	通信費	⑫							③⑤	
	広告宣伝費	⑬							③⑥	
	接待交際費	⑭							計	③⑦
	損害保険料	⑮							専従者給与	③⑧
	修繕費	⑯						貸倒引当金	③⑨	
	消耗品費	⑰							④①	
	減価償却費	⑱						計	④②	
	福利厚生費	⑲						青色申告特別控除前の所得金額(③③+③⑦-④②)	④③	
	給料賃金	⑳						青色申告特別控除額	④④	
外注工賃	㉑					所得金額(④③-④④)	④⑤			
利子割引料	㉒									

措置法26条適用の場合は以下の欄も記入してください。

措置法差額			
-------	--	--	--